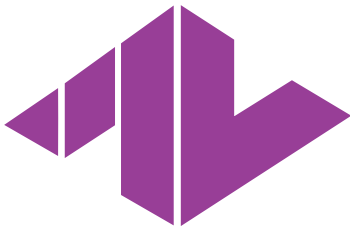


都留

市議会だより



第149号 平成20年11月1日発行

都留市議会

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



山梨県市議会議長会定期総会（10月16日）【会長のあいさつを行う都留市議会 国田 正己 議長】

目次

2 (ページ)

9月定例会
会期日程
市長所信主要項目
議案議決結果

3 一般質問

- 3 谷内 茂浩 議員
- 4 谷垣 喜一 議員
- 5 杉山 肇 議員
- 6 清水 絹代 議員
- 7 小林 義孝 議員

9 請願の審査について

9月定例会各委員会
の審査内容と結果

10 特別委員会活動報告

リニア中央新幹線停車駅の
県東部設置を知事に要望
議会のビデオ貸出しと
手話通訳の導入

11 三常任委員会合同視察研修

12 議会日誌

編集後記

九月定例会会期日程

9月5日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明
並びに所信表明

◎議案及び請願の

委員会付託

9月11日 本会議

◎一般質問

9月16日 総務常任委員会

社会常任委員会

9月17日 経済建設

常任委員会

9月18日 決算特別委員会

9月19日 決算特別委員会

9月22日 決算特別委員会

9月26日 本会議（閉会）

◎委員長報告

◎議案審議

市長所信主要項目

- ◆「(仮称) 都留市自治基本条例」の策定に向けた取り組み
- ◆「アクアバレーつる」構想の推進(「元気くん2号」の設置に向けた具体的取り組み)
- ◆都留文科大学の法人化への取り組み
- ◆防災ラジオの導入
- ◆教育委員会の組織と機能の充実(教員委員数の一名増員の条例制定案提出)
- ◆勝山城跡学術調査事業(調査範囲の拡大、「学術調査事業シンポジウム」の開催)
- ◆都留文科大学(受験生確保に向けた具体的な取り組み、次年度以降の教員免許状更新講習の開設内容の早期検討と受講対象者への積極的な情報発信)

※詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

9月定例会議案議決結果

市長提出

議第 58 号	都留市教育委員会組織条例制定の件	9月 26 日	可決
議第 59 号	都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例中改正の件	9月 26 日	可決
議第 60 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件	9月 5 日	可決
議第 61 号	都留市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例中改正の件	9月 26 日	可決
議第 62 号	公益法人等への都留市職員の派遣等に関する条例中改正の件	9月 26 日	可決
議第 63 号	都留市議会議員及び都留市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件	9月 26 日	可決
議第 64 号	都留市監査委員条例中改正の件	9月 26 日	可決
議第 65 号	都留市土地開発公社定款中変更の件	9月 26 日	可決
議第 66 号	市道の路線の認定の件	9月 26 日	認定
議第 67 号	平成 20 年度山梨県都留市一般会計補正予算(第 3 号)	9月 26 日	可決
議第 68 号	平成 20 年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	9月 26 日	可決
議第 69 号	平成 20 年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	9月 26 日	可決
議第 70 号	平成 20 年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	9月 26 日	可決
議第 71 号	平成 20 年度都留市水道事業会計補正予算(第 1 号)	9月 26 日	可決
議第 72 号	平成 20 年度山梨県都留市一般会計補正予算(第 4 号)	9月 26 日	可決
認第 1 号	平成 19 年度山梨県都留市各会計歳入歳出決算認定の件	9月 26 日	認定
認第 2 号	平成 19 年度都留市水道事業会計決算認定の件	9月 26 日	認定
認第 3 号	平成 19 年度都留市病院事業会計決算認定の件	9月 26 日	認定

議員提出

議員提出議案第 2 号	都留市議会会議規則中改正の件	9月 5 日	可決
-------------	----------------	--------	----

一般質問

九月十一日の本会議において、5名の議員が一般質問を行いました。

- ▽谷内 茂浩 議員
- ▽谷垣 喜一 議員
- ▽杉山 肇 議員
- ▽清水 絹代 議員
- ▽小林 義孝 議員

谷内 茂浩 議員

- ▼産業振興と企業誘致における受け入れ体制について
- ▼小水力発電とグリーン電力証書について
- ▼市役所の組織・機構改革について

産業振興と企業誘致

における受け入れ体制について

問 企業からの要望に対し、迅速に対応できる体制を整えておくことは必要があると考えるが、本市における条例等の整備に関し、その方向性及び取り組み状況は。

答 本年四月に、「つる産業活性化推進会議」を立ち上げたところである。また、庁内に「企業誘致」のための専門班を設け、産業活性化支援策の充実・強化を図る体制を整えたところである。また、昨年五月の「産業振興コーナーセミナー」の委嘱に加え、本年四月には、企業誘致に関する情報の収集や提供、

受入体制の充実を図るとともに、市内地場企業との情報交換、連携強化を図るため「産業活性化推進員」を配置し、庁内環境の整備を行ったところである。企業誘致に関する条例については、現在県内外の自治体の条例等を参考に、原案づくりを進めているところであるが、他市町村との誘致に向けた競争力を高めるためには、税の優遇並びに支援措置を受けるための要件の緩和などのほか、本市の特色のひとつである豊富で良質な水を活用した支援策等も検討している。この条例案については、今後「つる産業活性化推進会議」等を始め広く産業界や識者の意見をお聞きし、それらを反映させた実効性のある条例として考えている。

小水力発電とグリーン電力証書について

問

①全国の小水力発電によるまちづくりの先駆者として取り組みをしていると思われるがその効果は。②「グリーン電力証書」の発行に向け、自治体では全国初となる証書発行者の認定を目指し、準備を進めているが、その進捗状況及び証書発行者に認定されるということはどういうことなのか。また、今後、このことをどのようにまちづくりに展開していくのか。



元気くん1号

答

①「元気くん1号」が本格稼働した平成十八年四月から本年八月末までの総発電量は十三万七千二十四キロワットアワーとなっており、

この間に削減した二酸化炭素量は約七十六トン、市役所庁舎の電気料の削減金額は約三百二十六万円となっている。

この間、「元気くん1号」の設置を契機とする本市の「小水力発電のまち（アクアパレ1つる）」の取り組みは、全国的にも注目を集めるところとなっており、「元気くん1号」を視察目的に本市を訪れた方は、これまでに二千三百名を上回っている。また、本年二月の環境省主催の「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」における金賞受賞以降は、各種メディアの取材申し込みが増加し、テレビ、ラジオ、雑誌等で数多く取り上げられたことにより、これまでの行政視察一辺倒から、環境に関心のある市民団体や一般の観光ツアー客なども増加してきており、「小水力発電のまち（アクアパレ1つる）」の推進による新たな交流人口の拡大に手応えを感じている。②今月五日に「元気くん1号」へ認定要件である計量法に適合した電力メーターの取り付けを完了したことで、十一月頃に開催が予定されている「グリーン電力認定証証委員会」でのグリーン電力発電設備の認定審査に向け

た手続きに入っている。今後、この設備認定を受けることによって、正式に都留市が「グリーン電力証書発行者」となり、「元気くん1号」の発電の際に付加される「環境付加価値」を販売できることとなる。本市が独自にグリーン電力証書の発行者となることにより、販売した環境付加価値を今後本市が計画している「元気くん2号」、「元気くん3号」など、小水力発電施設を整備する原資として活用できるだけでなく、市民が設置する太陽光発電などのグリーンエネルギー発電設備に対しても、本市がグリーン電力証書の発行者となつて、グリーン電力発電設備の認定支援とその環境付加価値の売買等の窓口となるのが可能となる。こうした本市が発信する他に例のない新たな制度を活用し、今後、小水力発電だけではなく、多様な自然エネルギーによるまちづくりにも取り組んでいきたいと考えている。



市役所の組織。

機構改革について

問 ① 今回の組織・機構改革の現時点での検証の結果は。② 地域の特徴ある市政運営を行うには、各分野に特化した、専門員の配置は重要な役割を担うと思うが、本市における方針は。

答 ① 市民との関わりが深い部分では、ごみや環境、年金・医療・窓口など市民生活に直接関わる部門を統合するとともに、地域を支える重要な役割を担う自治会関係と防災・防犯関係の窓口、さらに水道と下水道の申請窓口が一本化されたことなどにより、市民に対する利便性向上

が大いに向上したものと考えている。② 本年度、都留文科大学の法人化を円滑に進めるため、法人化推進本部長として、国立大学法人大阪教育大学前理事の権廣行氏を招へ

いしたほか、産業の活性化を図るため産業活性化推進員に前総務部長の織田宗党氏を起用し、現在、それぞれの事業が着実に推進されている。地方分権時代を迎え、地域の特色を生かしたまちづくりを推進するためには、今後ますます各分野に特化した専門委員や時々の課題解決のため期間を限定した専門員等の弾力的な活用が、考えられるので、必要に応じて、積極的に対応していきたい。

この方々の避難誘導、情報伝達、福祉避難場所での手話通訳者設置についての取り組みは。



答 ① 聴覚障害者向けの手話通訳者等派遣事業については、地域生活支援活動事業として位置づけられており、利用者の負担の無いサービスとして提供している。手話通訳者等の育成については、

「障害者社会参加促進事業」の一環として手話奉仕員の養成講座を開催しており、平成二十年度からこれまで四百名の受講者があり、手話サークル千羽会を中心として四十九名がボランティア登録し、活動いただいている。市の対応としては既に各課窓口に「耳のシンボルマーク」を設置し、筆談での対応ができるようにしているが、今後は職員へ手話奉仕員の養成講座への参加を促し、要員の確保と育成に努めていきたい。専従手話通訳者設置につきましては、手話通訳者派遣等の要請状況や将来需用等を精査するとともに、他市の設置状況等も合せ

調査・研究していきたい。② 本年八月三十一日に実施した本市の総合防災訓練において、障害者避難誘導訓練を障害者の方々も初めて参加し実施した。訓練内容は、手話通訳士や車椅子介助訓練指導者を招き、障害者の方々の避難方法や情報伝達手段を学ぶとともに、住民の皆さんが実際に障害者の方々を安全に避難所へ誘導させるなど、実態に応じた訓練を行ったところである。今後、地域との連携協力をさらに深め、災害時に障害者を含めた要援護者の方々を各自防災会ごとに確立できるように支援していきたい。なお、福祉避難所等での手話通訳設置については、関係機関やボランティア手話サークルなどとの連携を図る中、聴覚障害者の方々戸惑うことのないような仕組みづくりを検討していきたい。

雇用促進住宅問題について

問

雇用促進住宅は、国の規制改革三カ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとさ

れ、本市にある下谷、夏狩の住宅もすでに入居停止になり、退去している方などで市営住宅が空きゼロの状態にあると聞いている。独立行政法人「雇用・能力開発機構」は、各自治体や民間に対し購入をお願いしており、購入をしない場合は、住宅を取り壊し更地化し売却することであるが、入居者の生活を真っ先に考える必要があると思われる。そこで何うが、機構から本市への説明があったのか、時期はいつか、また住宅の購入について検討していただけないか。

答 本市への詳細な説明については、平成二十年五月と八月の二回実施され、八月に行われた説明の際、譲渡価格、条件が提示された。これを受け、土地・建物の譲渡価格及び建物の居住水準や老朽度を精査するとともに、建物の耐久化や耐震化、下水道への接続さらに地上デジタル化の改修工事等、今後、これを管理していくための費用についても検討した結果、非常に大きな費用負担が発生することが判明しており、本住宅の現条件での購入は極めて困難であると考えている。

谷垣 喜一 議員

- ▼ 専従手話通訳者設置について
- ▼ 雇用促進住宅問題について
- ▼ 乳幼児医療費助成金の拡充について
- ▼ 乳幼児の居場所づくりについて

専従手話通訳者設置

問

聴覚障害者が市役所やいきいきプラザを気軽に利用できるよう専従手話通訳者の設置についての今後の取り組みは。② 災害時には要援護者となる

問 ① 手話通訳者等派遣利用者負担無料化の継続と、

乳幼児医療費助成金の

拡充について

問 県内市町村の半数がすでに独自で県の基準に乗せをしている。本市においても、子どもたちの健やかな成長を願い、若い子育て世代を励ますために、市内に定住者を増やすためにも、制度拡充には非取り組んでいただけではないか。本市において、現状と小学校六年生までに年齢を引き上げた場合の試算と、今後の拡充策は。

答 対象者は現在の一千九百三十一人に対して、小学校六年生までに拡充した場合、三千八百九十九人になりおよそ二倍、また、過去、五年間の平均助成額四千五百万円に対し、およそ二・一倍、年間見込額は九千七百万円となり五千二百万円程度の増加が見込まれる。現行制度では、助成額の二分の一は県負担であり、県制度を超えて助成を行う拡大分については全額市の負担となり、多額の財政負担を伴うこととなる。現在、県内各自治体では、乳幼児医療費助成金の対象年齢に差異があるため、同じ医療機関を利用して住所在地で差が生じる結果となり、医療現場で混乱が起きていくとのことである。今後、山梨県市長会を通じて、県制度の拡充を働きかけるとともに、財政状況等を精査する中で、本市としての実効性のある子育て支援策に取り組んでいきたい。



乳幼児の居場所づくり

について

問 市内で気軽につれていく施設が少なく、他市までつれていくことが多いとの意見があるが、谷村第一小学校が耐震化工事をしていて、児童の減少により空き教室ができていると聞いている。是非、その中に乳幼児の居場所づくりとして、部屋の確保をお願いできないか。乳幼児の居場所づくりの取り組みについて問う。

答 現在「地域子育て支援センター」を三保育所・一幼稚園に設置し、育児不安等についての相談指導に努めるとともに、子育てサークル等の育成・支援及び母親の二

ズに合った子育て情報や遊び場の提供、遊びを伝え一緒に楽しむことにより、子育ての喜びを共感できる場づくりなど、子育て中の親への相談・支援活動を実施している。また、心身障害児の療育を目的に設置した、いきいきプラザ都留内の「おもちゃ図書館」は、現在一般の方にも施設を開放しており、昨年度は、大人七百八十四人、子ども八百六十七人の延べ一千六百五十一人の利用者があった。その他、市立図書館では絵本コーナーの面積を本年五月より三倍に拡大し、子育て中の親子の方々に利用いただいております。今後においても、これらの施設をおおいに活用していただきたい。なお、谷村第一小学校の空き教室の活用については、耐震化工事終了後、市役所寄りの教室を放課後児童クラブに二教室、発明クラブに一教室を充て、その他の教室は、普通教室や特別教室などに使用する予定となっており、現時点では空き教室の発生は見込まれていない。

杉山 肇 議員

- ▼小水力発電のあり方について
- ▼BDFについて
- ▼学校支援地域本部事業について
- ▼中学の部活について

小水力発電のあり方について

問 ①元気くん一号については「水のまち都留」のモニュメントあるいは、シンボルとして大いにその役割を果たしていると思うが、本来の目的である小水力発電の普及・啓発、市民の環境意識にどう影響したかなど、どのように評価されたのか、事業そのものの評価も合わせお聞きする。②小水力発電のトップランナーを目指し、なおかつ、次の時代を見据えるのであれば、事業主体を市民が担い、行政がそのバックアップをするあり方を考えるべきだと思う。したがって、行政が行うのはモニュメントまで十分であり、二号、三号までも行政主導で行う必要性を感じない。再考をお願いする。

答 ①「元気くん一号」は、都留市のシンボルとしてだけでなく、名実ともに小水力発電のシンボルとして全国

の注目を集めることとなっている。平成十八年四月の本格稼働時は、ゴミ等の流入により水車の羽が折れたり、ストップすることが何度あったが、本年度に入ってから、ゴミ等によるトラブルは発生しておらず、これは市民の環境意識の高まりとともに、家中川のゴミの不法投棄が減少したことに起因するものと受け止めており、これも「元気くん一号」設置の効果の一つだと考えている。②「元気くん一号」では、市民参加型として、ミニ公募債「つるの恩返し債」を導入し、整備に取り組んだことにより高い評価を得た経緯があり、今後も市民との協働を一義的に取り組んでいきたい。設置を民間が行うためには、電気事業者を対象に売電を目的とした事業として実施するか、自ら発電した電力を、周辺に供給する特定供給者となる方法しかない。しかしながら、元気

くん二号・三号ともに、発電能力は小さく、売電価格が安い小水力では、売電を前提とした取り組みでは経済性が厳しく、さらに、特定供給者として周辺への電力供給を行うことは、電気事業法の制約や安定した供給先の確保等、多くの課題が存在する。そのため、市役所を供給先とした自家発電設備とする方法が最良の選択であり、市、自らが実施主体となり、実現に向けて取り組むこととした。これまでの実績を踏まえ、さらなる規制緩和に取り組み、今後、市民、事業者、行政等の協働のもと、それぞれの役割と責任に基づき、アクアパレ1つる構想の推進に努めていきたい。

BDFFプロジェクト

問 都留市地域新エネルギービジョンにも公共施設での先導的活用プロジェクトとして盛り込まれており、また、環境基本計画にも市の役割として明記されている。先の答弁でも積極的にやっていたかなければならない事業だと認識しているということであったが、本市としてのBDFFの活用についての考えは。

答

これまで、市内での量・品質ともに安定的な需要供給体制が整っていないかったこと、また、酸化しやすいBDFの特性からエンジンの燃料配管の劣化やフィルターの目詰まりなどの課題、冬季における燃料の凝固などの問題、さらに市として精製施設を所有することの良否や、廃油の回収の方法やコスト等、様々な課題があり、具体的な取り組みにまで進展していない。しかしながら、昨今のBDF精造技術の向上とともに、原油価格の高騰や世界的なバイオ燃料の普及など新たな局面を迎え、本市としては、平成二十一・二十二年度に建設が予定されている新給食センターに廃油の精製施設を併設し、同センターの廃油を利用するとともにセンターを中核とした家庭廃油の回収システムの構築等による、BDF事業の計画づくりを検討していきたい。

学校支援地域本部事業について

問 家庭の教育力や地域の教育力の低下が社会問題となっており、本来、学校がなすべき教育に大きな影響が出

ている。文部科学省では、本年度から学校・家庭・地域が一体となつて地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的として学校支援地域本部事業をスタートさせた。このことは、私が理想とする学校を地域の中心とするまちづくり、まさしく学校が地域のコミュニティセンターになり得るものだと考える。市としてこの事業に対する考えは。



答

本市の小中学校においては、総合的な学習の時間などの学習活動における講師や、読書の時間における読み聞かせの支援、スクールガードとして児童生徒登下校時の見守り、学校施設の環境整備など、さまざまな形でご協力を頂くと同時に、都留文科大との連携による学生アシスタントティーチャーによる授業中や放課後の児童生徒の支援など、地域の教育力を高める本市の特色を生かした取り組みを進めてきたところである。学校支援地域本部事業の導入には、何より地域の皆様のご理解とご協力とともに、

これまでの取り組みとの整合性をとる必要があることから、今後、地域や大学また、学校関係者を含める中で、調査・検討していきたい。

中学の部活について

問

中学では、入学して一か月足らずで部活を決めなければならず、その後の転部も厳しく制限されるといふことである。本人にとつては生涯スポーツにもなりうる決定を一か月足らずでするのは困難であり、逆にいろいろなスポーツを体験し、初めて自分のやりたいスポーツが見えてくることもあるのではないかと

答

現在市内三中学校においては、転部を希望する生徒があつた場合、本人と保護者、顧問教諭、担任教諭の四者で、本人の意思や、適性などについて話し合い、部の変更ができることとなつている。部活動は、活動内容に興味・関心をもつ生徒が、顧問教師の指導の下に、その興味・関心を追及するための自主的な活動を念頭におきながら、学校や保護者などと、より良い部活動の運営方法について協議していきたい。

清水 絹代 議員

- ▼ユニバーサルデザインの検証その後について
- ▼平成の名水百選認定と市民参画について
- ▼富士山麓湧水・地下水保全に関する 条例策定について

ユニバーサルデザインの検証その後について

問 ①この一年間でユニバーサルデザイン研究会が、どのような検証をしたか。また、検証後の対策がどのような

に実施されたか。②「都留市ユニバーサルデザイン指針作成に関する検討報告書」には「条例化を図ることが必要」と明記されているが、条例策定の状況は。

